

## 軍用跡地利用と沖縄地域社会 (2)

### —金武町・宜野座村にみる共有地運用と字の自治—

佛教大学大学院 牧野芳子

#### 1. 目的

沖縄本島中北部において金武町、宜野座村に所在する軍用地は共有地が多く、それらの共有地に関しては戦前から使用権を持っていた住民によって組織される権利者会が存在し、軍用地料が支払われている。この報告の目的はそのような背景を持つ軍用地とそこに関わる地域社会の成員が返還跡地の扱い方にどのような影響をおよぼすかといった観点から調査検討するものである。

#### 2. 方法

データとしては2町村の軍用地についての調査から得られた知見を用いる。まず対象となる軍用地の存在する町村の役場の担当者や町村内の区(旧字)の区長へのインタビュー調査を行う。また、先行研究や町村誌・字誌といった資料を基に、軍用地の接収過程と、戦前にまで遡って土地と地域社会との関わりについて分析する。

#### 3. 結果

敗戦占領に伴い、個人に所有されていた中南部の土地は米軍によって強制接収され、北部の収容所に強制移動させられた住民も多い。だが長引く占領下で、中南部における基地経済の発展に伴う産業の変化や人口移動などによって中南部に人口が集中し、北部の衰退が始まり、金武町・宜野座村における基地の受け入れが行われることになる。また、2町村における軍用地のうちかつて地域(区・旧字)の共有地であった場所は、接収前その土地の入会権を持つ権者により維持管理の義務が果たされてきた。その共有地が軍用地に変わり、入会権は軍用地料配分を受ける権利に変わる。だが、戦後地域の移動や土地所有がより自由になるとともに地域の成員や成員性が変化し、旧来の住民のみによる権利の維持は難しくなっている。

そのような中、金武町は返還跡地について「金武100年計画」を立ち上げ宜野座村にも声をかけているが、宜野座村ではこれまでの返還跡地に関わる事業が不振でもあり慎重になっているという。

#### 4. 結論

土地所有に関する旧慣が意識の上で今でも続いているように感じられる沖縄において、土地が生む利益への権利は地域における成員性とも深く結びついていると考えられる。本島中北部におけるこの2町村は、キャンプ・ハンセンなど未返還の広大な軍事施設をなお擁してその軍用地料による収入は際立って大きい。そうした軍用地の中には返還されてもすぐに効果的な再開発に結び付きかねる土地の割合もまた大きく、そのことも跡地利用に伴う大きな問題であろう。

#### 文献

- ・ 来間泰男 2013 『沖縄の米軍基地と軍用地料』 榕樹書林
- ・ 谷富夫・安藤由美・野入直美 編著 2014 『持続と変容の沖縄社会』 ミネルヴァ書房
- ・ 宮本憲一・川瀬光義 編 2010 『沖縄論—平和・環境・自治の島へ—』 岩波書店